

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三の第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>「158 略」 ローカル5Gの無線局の工事設計の一部について変更する場合（送信装置の一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <p>工事設計のうち軽微なものとすもの 空中線の工事設計</p> <p>適用の条件 屋内に設置する当該部分の位置、高さ又は指向方向に関する工事設計を改める場合（構外に漏れいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p> <p>給電線の工事設計 屋内に配置する給電線の全部又は一部分について削る場合、改める場合、又は追加する場合（いずれも構外に漏れいする電波の強度又は電気的特性に変更を来すこととなる場合（低下する場合を除く。）を除く。）に限る。</p>	<p>「158 同上」 「新設」</p>
<p>注 施行規則第10条の第2項の規定により準用する場合においては、工事設計のうち軽微なものとすもの欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「設置する」とあるのは「設置された」と、「工事設計を改める場合」とあるのは「変更の工事を行う場合」と、「削る場合、改める場合、又は追加する場合」とあるのは「撤去する場合、取り替える場合、又は増設する場合」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	